

管理資料の内容は確認できていますか？

(人為的なミスになりやすい**見本持出**の「許可日」「開始日」)

保税業務担当者の方々へ

記帳義務(許可を受けて外国貨物を見本として
一時持出した場合)

NACCS の管理資料を保税台帳としている場合、記帳内容が適正であることを確認していますか？

膨大な管理資料のデータを目視で確認しているケースがあり、その結果、重大な「見落とし」が発生し、税関の保税業務検査において指摘事項等となる事案が散見されています。

その「見落とし」を回避するため、誤記帳の可能性があるデータの確認方法をご参考までに紹介します。

例) 管理資料 (G05) 貨物取扱等一覧データ (SBS1700) 確認方法

A	B	C	H	I	K	S	T	W	X
SBS1700		3AAA							
20220829		1 3BB01							
貨物取扱等一覧データ								確認事項①	確認事項②
貨物取扱等種別	登録許可日	登録許可番号	品名	開始日	終了日	見本持出日	見本持出取消日	I列-B列（マイナス表示＝誤入力？）	K列-I列（マイナス表示＝誤入力？）
M	20220826	35123456780	AAAAAAAAA	20220826	20220902	20220826		0	76
M	20220826	35234567890	BBBBBBBBB	20220826	20220902			0	76
M	20220826	35345678900	DDDDDDD	20220825	20220831	20220825		-1	6
M	20220826	35456789010	EEEEEEEE	20220826	20220824	20220825		0	-2
								0	0
M＝見本持出				参考：					
				見本持出日（MHO業務）が空欄の場合未記帳となる					
※貨物取扱等データ（G05 ※見本持出）の貨物取扱等種別～持出先の各データを行コピー＆ペースト									
⇒W列X列にそれぞれ計算式（I列-B列、K列-I列）を挿入することにより確認が必要なデータが識別できる									

この方法は、他の管理資料 (例: G02 輸出貨物許可日、搬出日確認) にも応用できます。

【注意事項】原本は直接加工せず、確認する場合は必ずコピー願います。

わずかな工夫で「見落とし」は未然に防ぐことができます！

(お問合せ先) TEL : 078-333-3075
神戸税関監視部保税総括部門
神戸税関監視部保税検査第1部門